

◎向日市民憲章◎

- 1 住みよいまちを力を合わせてつくりましょう
- 1 きれいな緑と水と空を守りましょう
- 1 働くよこびと心のふれあいを大切にしましょう
- 1 すくれた教育と文化を育てましょう
- 1 明るいくらしと福祉のまちをきずきましょう

自転車条例施行から1年 放置自転車完封まであと一息

自転車条例「向日市自転車等の駐車秩序に関する条例」が施行されて、9月で1年を迎えます。銀輪公害を一掃し、歩行者や自転車などが安全で快適に通行できる住みよいまちづくりをめざして制定された自転車条例。みなさんのご協力で、駅前は見違えるほど美しくなりました。放置自転車完封まで、あと一息です。



多いときには、阪急東向日駅前350台、西向日駅前200台、国鉄向日町駅前100台と、合わせて650台もの放置自転車で見えなくなったのは、これらのおかげです。(右写真)

市では、条例施行後、この7月までに合計31回の自転車撤去を行い、東向日駅前166台、西向日駅前149台、向日町駅前120台、総数435台もの放置自転車を撤去しました。今では、曜日や時間帯によって、まだ若干の放置自転車が見受けられるものもみながさんご協力により、通勤・通学による放置自転車は、各駅ともほとんどなくなりました。しかし、そこでかえってめだつてくるのは、買物などのため一時的に放置される自転車です。放置される方は、「ほんの2、3分だから」と気軽な気持ちで、置かれるのでしようが、一合置いてあるなら私も」と他の自転車の放置を誘発することにもなり、また、そういう人が多くなれば、常に放置自転車がある状態になります。

8月は道路を守る月間

道路パトロールなどを実施



不法物件の撤去作業

8月は「道路を守る月間」です。これは、安全で快適な道路環境を保持し、道路を常に広く、美しく、安全に利用しようという運動です。市では、合同パトロール(8月1日)道路にはみ出した広告物や商品、自転車などの指導、道路占用者合同パトロール(8月1日)水道・下水道・ガス・電気・電話など道路占用者とともに、工事中の保安措置工事終了後の路面などの状況を点検・指導、迷惑駐車パトロール(8月4日)、不法物件(屋外広告物条例違反物件等)の撤去(8月9日)、道路清掃作業(8月11日)、道路パトロール(随時)などを実施して、道路の正しい利用を進めています。また今後、放置自転車指導を8月31日に行う予定です。ご協力ください。

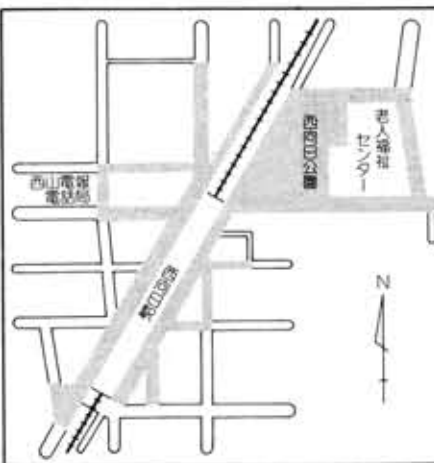
自転車条例とは

自転車条例では、自転車利用者の責務として、公共の場所等においては自転車等を放置してはならない。自転車に連絡先(随時)などを実施して、道路の正しい利用を進めています。また今後、放置自転車指導を8月31日に行う予定です。ご協力ください。

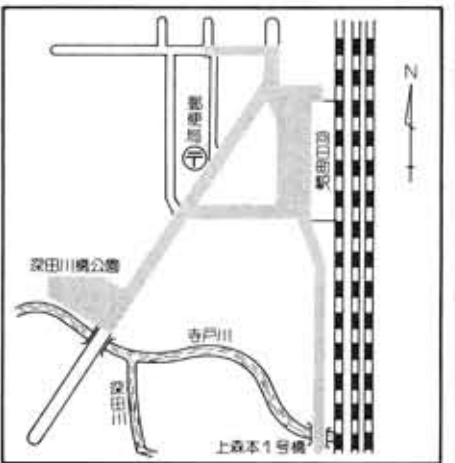
阪急東向日駅周辺整理区域



阪急西向日駅周辺整理区域



国鉄向日町駅周辺整理区域



向日市総合防災訓練

9月2日(金)

午前9時30分～

向日台
府営駐車場

今回の総合防災訓練は、地震災害を想定して、住民の避難や被災者の救助、救出、ガス、電話施設の応急復旧活動など、防災関係機関の連携のもとに行うものです。

市民のみならずこの機会に忘れず火の始末の習慣をつけ、万一の災害に備える機会としてください。訓練会場周辺のみならず、当日は訓練車両などでご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

